

秋田地方最低賃金審議会

秋田県自動車(新車)、自動車部分品

・ 附属品小売業最低賃金専門部会

## 議 事 録

令和6年度 第3回

令和6年10月11日(金)開催

1 日 時 令和6年10月11日(金) 9時58分～11時49分

2 場 所 秋田合同庁舎 第2会議室

3 出 席 者

公益委員 3名中2名出席

伊藤慎一 堀井 潤

労働者委員 3名中2名出席

小野寺郁哉 保坂 元

使用者委員 3名中3名出席

小河原欣也 金田弥生 佐々木俊幸

[事務局] 秋田労働局

山口労働基準部長 佐藤賃金室長 加賀谷賃金室長補佐

我妻賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

(1) 秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の金額審議について

(2) その他

5 議事内容

○杉本賃金調査員

ただ今から、令和6年度第3回「秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会」を開催致します。本日は、公益代表委員2名、労働者代表委員2名、使用者代表委員3名、合計7名の委員がご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項に定める定数以上の出席が得られましたので、本専門部会は成立しましたことをご報告いたします。

なお、欠席委員は、公益代表 嗟峨委員、労働者代表 三浦委員でございます。

それでは、これからの議事進行は伊藤部会長にお願いいたします。

○伊藤部会長

皆さま、お忙しいところご参集ありがとうございました。

本日審議する議題は、前回に引き続きまして、議題1. 秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の金額審議について、議題2. その他となっております。

審議を開始するに当たり、事務局から何か説明することはありますか。

○我妻賃金指導官

事務局ら本日の資料についてご説明いたします。

本日はお手元に、緑色の表紙の議事次第とA4サイズ1枚もので、「自動車小売業最低賃金決定状況」と「秋田県最低賃金額の推移」をお配りしています。

はじめに「自動車小売業最低賃金決定状況」をご覧ください。昨日10月10日現在で結審したのは、6県で、Cランクでは、青森が40円引上げの963円で結審しており、地賃額との差は10円となっております。

続きまして、秋田県の最低賃金額の推移をご覧ください。今年度の非鉄金属製錬・精製業最低賃金につきまして50円引上げの時間額1,011円、また、自動車・同附属品製造業最低賃金につきましては59円引上げの1,020円とすることで結審し、秋田労働局長に答申されております。事務局からの説明は以上でございます。

○伊藤部会長

ただ今の説明について、何か質問等ございますか。

特にないようですので、それでは、議題1の金額審議を行います。

前回、労使双方からは、「基本的考え方」及び「金額提示」について、ご説明をいただきました。金額提示については、労働者側はプラス72円の1,010円でしたが、公労会議で歩み寄りがありました。使用者側はプラス30円の968円が変わらずということでしたが、各側から補充意見等ありませんでしょうか。

特にないようですが、それでは、本日の審議の進め方ですが、いかがいたしましょうか。

○佐々木委員

分かれて意見を述べさせていただきたいです。

○伊藤部会長

それでは、前回に引き続き、公労・公使個別の会議で進めることでよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○伊藤部会長

これからの個別会議は、秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程第8条第2項目により「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当することから、非公開としてよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○伊藤部会長

それでは、これ以降の審議を非公開とします。

今回は労働者側から金額を再提示していただきましたので、今回は使用者側から個別にお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、まず、公益委員が協議した後に、使用者側からお呼びしますので、よろしくお願いいたします。

個別会議の場所がどこになるか、事務局からお知らせ下さい。

○我妻賃金指導官

公労・公使個別会議の別室として、本日は、4階の行政評価事務所会議室を確保しておりますので、よろしくお願いいたします。

【 中 断 】

○伊藤部会長

それでは、審議を再開します。

本日の個別の協議において、労使双方の合意がありました。その内容は、時間額を42円引上げて980円と決定するという事です。よろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○伊藤部会長

それでは全会一致で結審しましたので、令和6年度審議方針1の(1)のエに定める「各専門部会に於いて各側の出席委員全員の意思が一致した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する。」により本専門部会の決議をもって審議会の決議とします。

事務局の事務手続きのため、しばらく休憩します。

事務局は答申の準備をいたします。

【 中 断 】

○伊藤部会長

事務局の準備が整ったようですので、再開します。

それでは、事務局で答申文案を配付して読み上げてください。

○佐藤賃金室長

それでは、答申文案を読み上げます。

令和6年10月11日

秋田労働局長

山本博之 殿

秋田地方最低賃金審議会

会長 長岐 和行

秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和6年8月21日付け秋労発基0821第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車(新車)小売業、自動車部分品・附属品小売業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車(新車)小売業又は自動車部分品・附属品小売業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間980円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月25日

---

以上です。

○伊藤部会長

ただ今の、答申案でご異議ございませんか。

○委員多数

異議なし。

○伊藤部会長

それでは、答申します。

【 基準部長に答申文を手渡す 】

○伊藤部会長

ここで、基準部長から、発言があるそうです。

○山口労働基準部長

基準部長の山口でございます。局長が所用により不在ですので、局長に代わり一言ご挨拶申し上げます。

ただ今、秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定にあたりまして答申をいただきました。皆様方には大変お忙しい中、精力的にご審議を進めていただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

本日いただきました答申に基づきまして、他の業種と合わせまして、秋田県特定最低賃金改正決定手続きを進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

○伊藤部会長

議題2の「その他」について、事務局から何かありますか。

○佐藤賃金室長

本日答申いただきましたので、異議申出の公示を本日举行します。また、ほかの特定最賃と併せて特定最賃の改定について、後日事務局から記者発表させていただきます。

専門部会での審議経過など最低賃金の改定に関する取材については、事務局が対応いたしますので、記者から委員の皆さまに取材があった場合には、局賃金室が窓口で対応する

旨お伝えくださいますようお願いいたします。以上です。

○伊藤部会長

本日は各側委員のご協力により、答申することができました。各委員のご協力に感謝申し上げます。

それでは、これで本日の専門部会を終了します。本日はお疲れ様でした。